



# 主張先延ばし 北電を批判

61 期日

## 終わらぬ立証 審理打ち切り

裁判の開始から10年余。北海道電力泊原発をめぐり札幌地裁は、津波に対する安全性が不十分だとして、運転を認めないとの判断を示した。電力会社にとって「訴訟リスク」が改めて顕在化した形だ。

### 札幌地裁

「審査会合の状況によつて変更され得る被告（北電）の主張立証に延々と対応を余儀なくされる」と

り、その結果が出ていないことを理由に北電は訴訟で説明を先延ばしし続けた。昨年8月の弁論では「今後

被告は資料を裏付けていない」と指摘。北電に厳しい判決を突きつけた。

約9年。同時期に申請した6原発10基のうち再稼働で審理打ち切りは泊原発だけだ。審査が長期化している要因の一つは、敷地内の断層についての審査に時間がかかったことだ。

前よりも後に動いた断層を「活断層」とみなすが、北電は当初、断層の上にある約20万年前の火山灰の層にずれがないとして「活断層ではない」と主張した。だが現地調査でその層が確認できなかった。別の根拠を示す必要が生じ、時間がかかった。その後北電が示す根拠が棄絶されたこともあり、「活断層でない」ことが認められたのは21年7月。想

定する地震動や津波の審査は続いており、審査が終わる見通しは立っていない。こうした対応から、北電は規制委員の会合でも審理を争われていた。今年4月、規制委員の更田豊志委員長は北電社長らとの意見交換で「厳しい言い方ですけども、本筋に審査のやり取りをするのに十分な対応がこれまで見られなかった」と批判した。

井筒精時氏において、津波に対する安全性を欠いている」とした。津波をめぐって審査が厳しく原簿はほかにもある。中部電力は浜岡原発（静岡県）に高さ233メートルの「防波壁」をつくらせた。だが、最大津波について見直しを要ね、津波の高さは22・7メートル。敷地の一部が浸水する想定になった。中部電力は「防波壁をこえるような津波に対しても倒壊することはない」と説明する。今回の判決について、中部電力の広報担当者は「コメントは差し控える」と話した。

## 新防潮堤 完成なお未定

泊原発の高さ16・5メートルの防潮堤は、津波への備えを怠っていた東京電力福島第一原発の事故を受け、2014年につくられた。だが、原子力規制委員会の審査中に液状化現象で沈下する可能性が持ち上がった。

北電は新しい防潮堤をつくる方針を示し、既存の防潮堤は今年3月から撤去作業を始めた。北電が見積もる津波は最大約18・8メートル。新たな防潮堤は「できる限り早期に設置できるよう対応を進める」としているが、完成時期は未定だ。

訴訟では、原告側は防潮堤の脆弱さを指摘し、「新防潮堤を求められている」と主張。これに対し、北電側は「地盤全体として液状化しない」と評価している」として

「安定電源」抱える訴訟リスク

「安定電源」抱える訴訟リスク

わが国は、安定電源であるはずの原発をめぐっては、これまで地震や火山のリスク、避難計画の不備などを理由に、裁判所が運転を認めない判断をしてきた。再稼働に二苦三苦した関西電力高浜3、4号機（福井県）は2016年3月に運転を差し止める仮処分決定が出た。四国電力伊方3号機（愛媛県）も、運転を差し止める仮処分決定が出た。昨年10月に閣議決定された

「審査会合の状況によつて変更され得る被告（北電）の主張立証に延々と対応を余儀なくされる」と

り、その結果が出ていないことを理由に北電は訴訟で説明を先延ばしし続けた。昨年8月の弁論では「今後

被告は資料を裏付けていない」と指摘。北電に厳しい判決を突きつけた。

約9年。同時期に申請した6原発10基のうち再稼働で審理打ち切りは泊原発だけだ。審査が長期化している要因の一つは、敷地内の断層についての審査に時間がかかったことだ。

前よりも後に動いた断層を「活断層」とみなすが、北電は当初、断層の上にある約20万年前の火山灰の層にずれがないとして「活断層ではない」と主張した。だが現地調査でその層が確認できなかった。別の根拠を示す必要が生じ、時間がかかった。その後北電が示す根拠が棄絶されたこともあり、「活断層でない」ことが認められたのは21年7月。想

定する地震動や津波の審査は続いており、審査が終わる見通しは立っていない。こうした対応から、北電は規制委員の会合でも審理を争われていた。今年4月、規制委員の更田豊志委員長は北電社長らとの意見交換で「厳しい言い方ですけども、本筋に審査のやり取りをするのに十分な対応がこれまで見られなかった」と批判した。

北海道電力・泊原発をめぐる主な出来事

|        |   |
|--------|---|
| 11年 3月 | 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故                       |
| 4月     | 1号機が定期検査で運転停止                             |
| 8月     | 2号機が定期検査で運転停止                             |
| 11月    | 泊原発の運転差し止めなどを求めて住民5612人が札幌地裁に提訴           |
| 12年 2月 | 地裁で第1回口頭弁論                                |
| 5月     | 3号機が定期検査で運転停止                             |
| 11月    | 住民5621人が追加提訴                              |
| 13年 7月 | 原発の新規制基準が施行、北電など電力各社が原子力規制委員会に自社原発の再稼働を申請 |
| 14年12月 | 北電が津波対策の防潮堤を設置                            |
| 16年10月 | 北電が地震による液状化で防潮堤が地盤沈下する恐れがあると規制委に報告        |
| 17年10月 | 北電が新防潮堤の建設方針を表明                           |
| 22年 1月 | 裁判長が弁論終結を宣言し、結審                           |
| 5月     | 運転差し止め判決                                  |

原発の運転を認めない判決が出た4断層の期間

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 東日本大震災後、提訴から一審判決 |                                   |
| 泊原発              | 札幌地裁 運転差し止め 11年11月～22年5月(10年6カ月)  |
| 大飯原発 3、4号機       | 福井地裁 運転差し止め 12年11月～14年5月(1年5カ月)   |
|                  | 大阪地裁 設置許可取り消し 12年6月～20年12月(8年5カ月) |
| 東海第二原発           | 水戸地裁 運転差し止め 12年7月～21年3月(8年7カ月)    |

「安定電源」抱える訴訟リスク

「安定電源」抱える訴訟リスク

「安定電源」抱える訴訟リスク

「安定電源」抱える訴訟リスク

# 時時刻刻

安全性を主張しながら、いまだに裏付けを示せていない。いつまでも付き合うわけにはいかない。札幌地裁の判決は、こんな論理で泊原発の運転を差し止めた。北海道電力の当事者能力に大きな疑問を投げかけた判決ともいえる。

判決が直接指摘した防潮堤だけではない。北電は、敷地内断層をめぐる原子力規制委員会の審査でも、最低線を探るような無理筋の主張を繰り返してきた。規制委からは、社内の専門家の不足も批判されてきた。

## 解説

原発の安全確保の責任は一義的に電力会社にある。本来なら、自ら進んで調査を尽くし、速やかに対策を取るのが筋だ。ずるずると津波対策を先延ばしした結果、事故に至った

## 生かせぬ教訓 能力に疑問

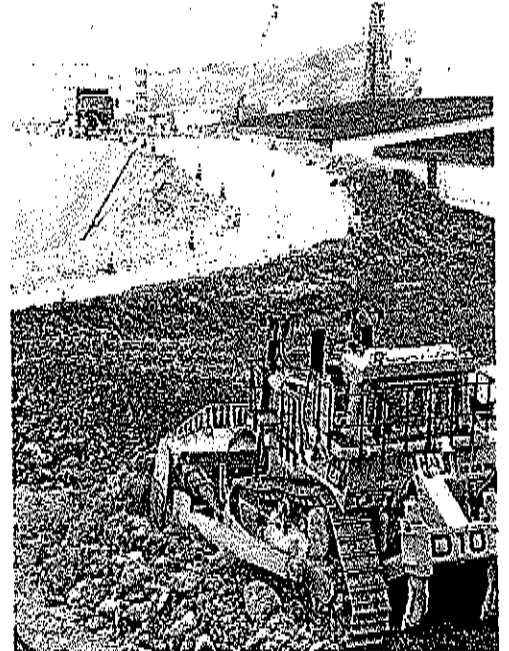
東京電力福島第一原発の教訓を生かしているとはいえない。

原発事故後は、審査を通らないと再稼働ができない仕組みになった。泊原発は、申請から9年近くが過ぎた。判決は、これだけの期間がかかるとは「問題の多さや大きさをうかがわせる」と指摘する。

審査が長引いている原発は、ほかにもある。解決の糸口が見えないなら、規制委の審査の打ち切りも選択肢になるのではないか。

電力不足や脱炭素を理由に、原発再稼働を求める声が増えている。しかし、原発が生み出すエネルギーの大きさは、事故時の影響の大きさと裏表の関係にある。安易に頼れるほど、原発の足元は盤石でないことも、この判決は示している。

(編集委員・佐々木英輔)



北電が泊原発で進める防潮堤の撤去作業。3月30日、同社提供